

平成27年度第4回政治資金適正化委員会

(開催要領)

1. 開催日時：平成27年12月22日（火） 10時15分～12時05分
2. 場 所：総務省 低層棟1階 共用会議室4
3. 出席委員：伊藤鉄男、小見山満、日出雄平、大竹邦実、田中秀明の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 政治資金監査の質の向上について
 - (2) 政治資金監査に関するQ&Aの改定について
 - (3) 平成28年度研修実施計画について
 - (4) 平成26年分政治資金収支報告の概要（総務大臣届出分）について
 - (5) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
 - (6) その他
3. 閉 会

(配付資料)

資料1 政治資金監査の質の向上について～登録政治資金監査人に対する指導・助言の実施等について～

(別紙) 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言のスケジュール（概要）

資料2 政治資金監査に関するQ&Aの改定について

資料3 平成28年度研修実施計画

資料4 平成26年分政治資金収支報告の概要（総務大臣届出分）

資料5 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況

資料A 政治資金監査の質の向上について～登録政治資金監査人に対する指導・助言の実施等について～

(別紙1-1) 平成26年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした都

道府県選管等からの報告の概要

(別紙1－2) 今後追加が予想される都道府県選挙管理委員会からの報告の概要

(別紙2) 平成26年分収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした都道府県選管等からの報告一覧

(別紙3) 指導・助言文書(案)

(別紙4) 平成26年分収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした個別の指導・助言の実施件数(案)

(別紙5) 登録政治資金監査人への周知文書(案)

資料B－1 研修会場の推移

資料B－2 会場別受講者数の推移

資料B－3 平成28年度新規研修開催地について

(本文)

【伊藤委員長】 それでは、少々早いですけれども、皆さんおそろいですので、ただいまから平成27年度第4回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、まことにありがとうございます。

議事に入ります前に、平成27年度第2回委員会の議事録についてでございます。事前に各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第2回委員会の議事録につきまして、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【伊藤委員長】 それでは、御異議がないようですので、6年後の公表まで事務局において適切に管理していただきたいと思います。

また、平成27年度第3回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、同様に御意見等ありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の第1の議題といたしまして、「政治資金監査の質の向上について」の説明を事務局をお願いいたします。

【水谷参事官】 それでは、お手元の資料、資料1と資料Aの関係になりますが、まず、資料Aの方から御説明申し上げたいと思います。前回まで御議論いただきました政治資金監査の質の向上、いわゆる登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の実施等についての説明でございます。

まず、1 ページ、経緯、それから、取り組みの概要につきましては、従前から御議論いただきましたものを再掲したものでございます。1 枚おめくりいただきまして2 ページ、確認項目、報告を求める範囲についても今までの議論を簡潔に記したものでございます。2 ページの下から3 行目、委員会での取扱いでございますが、個別の事例1 件ごとに委員会で指導・助言の可否を審議・決定していただくこととなっております。また、3 ページに移りまして上から2 行目、イの確認項目以外に関する報告については、委員会において対応を判断となっておりますことから、本日は都道府県選管からの報告を類型化した上で、特に確認項目以外に関する報告の取扱いや公表の仕方について御議論いただきたいと考えている次第でございます。

3 ページの2. の都道府県選管等からの報告の状況でございます。この資料の下にあります資料A別紙1-1 を御覧いただけますでしょうか。「平成26 年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査報告書の記載状況等に関する都道府県選管等からの報告の概要」というペーパーでございます。まず、内容に入ります前に1 点御報告ですが、この1 ページの表の下の注1 のところに記載してございますが、報告期限でありました12 月4 日時点までになされた報告を集計したものでございます。残念ながら、団体数が多い東京都選管が間に合わず、この表には、件数には含まれておりません。

まず、確認項目につきましては、この1 ページの今の表の一番下、計の欄を御覧いただきたいと思いますが、16 人、18 件の該当がございました。その内訳は全て政治資金収支報告書上の金額の不整合、いわゆる計算誤りとか、表間不突合といったものでございました。なお、この18 件という数字を東京都選管所管、あるいは東京都選管を経由して報告されます総務大臣所管分の政治団体を除いた全国の国会議員関係政治団体の公表数、2,365 件で割ったものが比率として書かれております0.8%ということになります。

資料1-1 の2 ページを御覧いただけますでしょうか。2. の確認項目以外に関する報告で、確認項目以外の結果をまとめております。政治資金監査報告書に関するもの、収支報告書に関するものを含めて、全体で、純計で22 人、36 件の報告となっております。具体的には、まず政治資金監査報告書におきまして、登録番号が誤っていたもの、それから、監査の概要のところでは監査の対象期間、本来は平成26 年と書くべきところを平成27 年と記載していたもの、それから、主たる事務所以外で監査が行われていた場合には、その行われた場所の住所を記述することになっておりますが、その記載がなかったというもの。それから、4 番、5 番、同じような内容でございますが、政治資金監査報告書上に矛盾し

た記載があったもの。例えば支出がない団体にもかかわらず、領収書等が保存されていた旨の記載がありましたり、徴難の支出がなかったにもかかわらず、徴難明細書が保存されていた旨の記載があったというような例でございます。

続きまして、収支報告書におきまして、収支報告書と領収書等の写しが整合的でなかったもの、これは具体的には金額、あるいは日付につきまして両者が一致していなかったというものでございます。それから、7番の領収書等の写しに不備があったもの、こちらは具体的にはネットバンキングにおける銀行の指定日振込におきまして、振込依頼を受けた旨を表示する画面を出力した書面を振込明細書の写しとして提出してきたものでございます。

続きまして、資料A別紙1-1の3ページを御覧ください。以上の確認項目、確認項目以外の報告の総数を示したものでございます。繰り返しになりますが、確認項目に関する報告が16人、18件、確認項目以外が22人、36件となっております。両方合わせまして38人、54件というのが今回の都道府県からの報告の総数でございます。

続きまして、資料A別紙1-2でございますが、こちらは先ほども申しましたが、今回間に合わなかった東京都選管の分につきまして、今後、こういったものが上がってくるのか、東京都選管から聞き取った資料でございます。他の選管から報告があった内容と同様のものが多いようでございますが、詳細につきましては報告を確認の上、再度精査する必要があると考えている次第でございます。

それから、資料A別紙2、A3横のものでございますけれども、これは報告がありました16の都道府県の順番に並べかえたものでございます。詳細な説明は、本日は時間の都合上、割愛させていただきます。

そうしましたら、資料Aの3ページにお戻りいただけますでしょうか。「3. 個別の指導・助言の要否等（今回委員会での審議事項）」について御説明申し上げます。まず、(1)の確認項目に関するものでございますが、確認項目につきましては、従前から御議論いただきましたとおり、全て個別の指導・助言の対象といたしまして、本委員会終了後、対象となりました登録政治資金監査人の皆様に対しまして、個別に指導・助言の文書を送付することといたしております。文案につきましては、前回も御覧になっていただきました別紙3のとおりでございます。説明は、すみません、割愛させていただきます。

続きまして、確認項目以外に関する報告の取扱い、(2)でございます。具体的には1ページおめくりいただきまして4ページのイの報告内容に関する検討のところを御覧ください。

い。まず、(ア) 政治資金監査報告書に関するもの、先ほどの別紙1-1の確認項目以外のところで申しますと、No.1から5に該当するものでございます。こちらにつきましては、選管から指摘を受けて直しているか、あるいは全て形式審査が終わった後に事後、選管等が発見し、登録政治資金監査人、あるいは会計責任者に対して指摘ができていないという状況でございます。確認項目①から⑨につきましては、選管からの指摘があったにもかかわらず補正がなされなかった場合を報告してくれとしておりましたので、こちらとのバランスを鑑みますと、個別の指導・助言の対象とすることは適当ではないと考えられると整理しているところでございます。

続きまして、(イ)の収支報告書に係るもの、先ほどの別紙1-1で申しますと、No.6、7に該当する事例でございますが、収支報告書と領収書等の写しとの不整合などの確認につきましては、都道府県選管等においては必ずしも求められているものではございません。したがって、委員会としての統一性や公平性、あるいは登録政治資金監査人の納得性の観点から、こういったものを指導・助言の対象とすると問題が生じるのではないかと考えているところでございます。また、このii)のところでございますが、委員会としての統一性を重視いたしまして、今回、報告された確認項目以外に関する事項を次の取組以降、確認項目に追加し、全ての都道府県選管に確認を求めることにつきましては、先ほども申しましたとおり、この確認の事務というのが全ての選管において必ずしも求められているものでないことから、事務負担を考えますと確認の事務、あるいは私ども委員会への報告の事務の負担を考えますと、事務負担が過重となることを考慮する必要があると考えられるところでございます。

5ページに移りまして、iii)のところでございます。本取組につきましては、本年始まったところで、今回の結果を受けて関係者への注意喚起を行ったり、あるいは都道府県選管等の意見交換等々踏まえまして、27年分の収支報告書に係る政治資金監査を対象とした取組の状況などを踏まえて、今後の取扱いといったものを検討してはどうか。とりあえず、当面は今年のみでいってはどうかというのが(3)のところでございます。

以上のような観点を踏まえまして、最終的に(ウ)のところに結論として書いておりますが、今回は確認項目以外で報告された上記(ア)、(イ)の事例につきましては、個別の助言、指導の対象とはしないというように整理しているところでございます。その上で、ただ、今後も同様のことが繰り返されることのないように、登録政治資金監査人の方々へ周知が重要と認識しているところでございます。そのため、資料の順番が逆になりますが、

まず、ii)の方で書いておりますが、全ての登録政治資金監査人に対しまして、逸脱事例の周知、フォローアップ研修の説明等を行うことといたしております。

それに加えて、これまでの委員会の中ではあまり議論してまいりませんでした。今回、事務局からの提案といたしまして、i)で確認項目以外の報告があった事例に関しまして、登録政治資金監査人に、その確認項目以外の報告があった事例に係る登録政治資金監査人に都道府県の選管からこういった報告を受けた旨の連絡を事務局から行ってみたいかどうか。ただ、このようなお知らせを行いますと、いわゆる指導・助言の文書と区別がつかず、非常にわかりにくいという御意見もあろうかと思われましますので、あくまでも事務局からの提案でございます。このような文書を出して登録政治資金監査人にお知らせすることの適否について、本日はぜひ御議論を賜りたいと考えております。

続きまして、(3)の個別の指導・助言の実施件数(案)でございますが、今まで説明してまいりました考え方を踏まえて、今回の個別の指導・助言の実施件数をまとめたものが別紙4でございます。期限までに正式な報告が間に合わなかった東京都選管関連以外の指導・助言の実施の件数となります。最終的に確認項目⑩のみとなり、16人、18件、0.8%という整理になってございます。

もう一度資料Aの5ページにお戻りいただけますでしょうか。4.の個別の指導・助言に係る取組結果の周知等について御説明いたします。こちらは関係者への周知の内容を説明したものでございます。まず、登録政治資金監査人についてですが、全ての登録政治資金監査人に対しまして、個別の指導・助言の対象とした事例や、その他参考になるであろう事例等を記載した周知の文書を別紙5という形でお送りしようと考えております。それから、続きまして、都道府県選管への周知、こちらにつきましては個別の指導・助言を対象とした事例等について情報提供を行いますとともに、本日の委員会の公表資料等つけて取組の概要を説明してまいりたいと考えております。それから、関係士業団体に対する周知でございます。関係士業団体に対しまして、会員である登録政治資金監査人への周知について協力を依頼してまいりたいと考えております。6ページ、(4)におきましては、フォローアップ研修等におきまして、研修テキストで今回問題となった事例等を取り上げまして、研修参加者に周知していこうと考えているところでございます。

最後に、平成27年分以降の収支報告書に係る政治資金監査についての対応を5.のところで整理しております。前回委員会におきまして説明し、御了承いただいたことを繰り返している次第でございますが、まず、(1)で来年ももう一度、同じ確認項目で継続して、

本取組を継続することを記述いたしております。(2)におきまして、28年分以降については、来年の取組までを含めた取組の状況や都道府県選管等の意見を踏まえて検討するということを記述してございます。来年度の具体的なスケジュールにつきましては、別紙6のとおりでございます。

説明が長くなって申しわけないのですが、次に公表されます資料1の方を御覧いただけますでしょうか。まず、経緯等から始まります1ページから2ページの上半分につきましては、資料Aの要約となっているところでございます。確認項目の全ての内容を示していない点等々が異なりますが、基本的な骨子としては資料Aの要約という形になってございます。

2ページの下段、2.個別の指導・助言の実施のところでございます。まず、(1)の実施件数につきましては、今回は都道府県からの報告件数等については触れずに実施件数のみを掲げております。なお、表の下の注を御覧いただきたいのですが、まず、注1において実施件数とは27年12月4日までに都道府県選管等になされた報告を審議した結果、今回、指導・助言を実施することとした件数といたしまして、先ほど来、説明してまいりました東京都選管分が除かれていることを意味しているところでございます。それから、注の2におきまして、個別の指導・助言の対象とした上記事例の収支報告書は要旨の公表時には補正されている。したがって、ここにはあえて書いておりませんが、閲覧等々においては全く問題がないということ付記している次第でございます。

続きまして、3ページ、(2)の個別の指導・助言の対象でございますが、こちらにおきましては確認項目について報告された上記事例を個別の指導・助言の対象としたこと、確認項目以外で報告された事例については、確認項目に関する報告の取扱いとのバランス、当委員会としての統一性・公平性、初の取組であることを勘案して、今回は指導・助言の対象とはせず、一般的な注意喚起を行う旨を記述してございます。

以上のような実施件数の公表の仕方につきまして、まず、1点、そもそも東京都選管から報告が出されていない現時点で、いわば途中経過の件数を公表する必要はないのではないだろうかという考え方もあり得ようかと思えます。しかしながら、本年中に来年も本取組を継続する旨を登録政治資金監査人の皆さんに周知しますとともに、都道府県選挙管理委員会にも協力依頼をする必要がありますことから、その際、周知文書、依頼文書ともに平成27年の本取組の結果、どのような事案が個別指導・助言の対象になったのか、人数及び件数はどうだったのかという結果を合わせて示すことが望ましいということが考えら

れますことから、事務局においては記述等を省略した上で件数のみを示す形で整理いたしましたところでございます。

それからまた、公表資料におきましても、先ほど説明いたしました資料Aと同様に、確認項目以外の報告の件数や、そもそも報告の要件に該当しなかった都道府県選管からの報告の件数から説明した方がよいのではないかという考え方もあろうかと思えます。しかしながら、今回の個別の指導・助言の取り組みの目的が、あくまでもよりよい政治資金監査を行っていただくために、登録政治資金監査人の皆様に注意喚起をし、全体として政治資金監査の質の向上を図ろうとするものでありますことから、どのぐらいのミスが選管の受付時点で生じているのか把握を要することが目的ではなくて、今回の指導・助言の対象とならない件数を数字として出すと、かえってひとり歩きするなど弊害が考えられますことから、事務局におきましてはこのように指導・助言の実施件数に限って公表するという形で、とりあえず整理させていただいたところでございます。

駆け足で恐縮ですが、資料の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【伊藤委員長】 それでは、この件につきまして御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

1点、いいですか。東京都以外は全部来たということですか。

【水谷参事官】 はい。

【伊藤委員長】 東京都は、大体いつ来るんですか。

【水谷参事官】 今、確認をお願いしております、年末か年明け早々には何とか出していたらこうと、今、お願いをしているところでございます。ただ、何分、資料には今回書いてございますが、数十件規模であるようでございまして、最終的な確認に手間取っているようでございまして、本日の委員会が終わりましたら、また再度確認をしていこうと考えております。

【大竹委員】 その点に関してでございますけれども、例えば公表資料、資料1ですか、資料1の2ページの一番下の注1でその旨をお示しされているのだと思いますが、真っさらな立場でこの文章を読みますと、12月4日までに報告されたということございまして、全部が報告されているのか、一部は報告されているのかというのがこの文章では見分けがつかないんですね。したがって、12月4日までに報告があったもので全部ではないという旨がどこかわかるように書く必要があるのではないかと思います、いかがで

しょう。

【加松事務局長】 その点は記者レクの際に口頭でお話ししたいと思っております。大半は報告があったけれども、一部は報告がないというふうにしたいと思えます。一部報告がないということ、確かに明記する方法も考えられるのですが、その場合になりますと、一部はどこかとか、あと東京都というふうな個別の名前を出すのも、今後のいろいろな協力をお願いすることを、あとこの質の向上自体は非常に事務負担がある中でお願いしている立場でございますので、個別の名前とかは申し上げるのは差し障りがありますし、そういうところに注目が集まるのもどうかと思ひまして、そのところは、大半は提出いただいておりますが、一部まだ提出していただけていないところがありますということをきちんと口頭でお断りしたいと考えています。

【大竹委員】 これについて記者レクと同時に、この文章を全国の選管にも出されるわけですね。

【加松事務局長】 はい。

【大竹委員】 その場合にはどうやってそれをお示しするんですか。

【加松事務局長】 いずれにせよ、東京都の方からまた1月にそういうふうな報告があれば、それも含めて最終的に確定したというような形で、また都道府県選管には情報提供が必要があると思ひていて、そこで全体像が明らかになるというような形にしたいと思ひています。あと、選管にお伝えする段階では、連絡の中で一部そういうふうなところがありますので、最終的なものについてはまた追って御連絡しますというのは、選管に対してはお伝えすることはできると思ひています。

【大竹委員】 何かややこしいのであれじゃないですか、この件数であり、今後増加することがあるか何か、その旨書いた方がむしろわかるのではないですか。それは明確にしておく必要があるのではないかと思ひますけどね。

【加松事務局長】 このところもいろいろ考えたのでございますが、現在のところ、東京都から聞き取ったところでは、この確認項目に該当するものは数件だったようなことも聞いておりまして、これが聞いた限りでは大幅に増加するということがもうかがわれないものですから、他方で増加する可能性というのをまた明記しますと、それでまた疑心暗鬼を生むようなことがあると思ひますので、そのところは口頭で、まだ一部出そろっていないところがあるので、この件数の追加がある可能性があるが、それはいずれにしても、全体的に固まった時点で、次回報告した上でお示しするというふうにしたいと思ひていま

す。

【田中委員】 今回のこの資料1は、今のところ東京都から報告が出ていないのでこういう形でもよいと思いますが、東京都から出てきた場合、指導・助言の個々の状況を伝える資料として、今のこの2ページの下総括表だけでよいのか疑問があります。マスコミがどこまで関心を持っているかによるのですけれども、例えば今日配られたこの資料Aの別紙4に相当する資料を出した場合、何か不都合があるのでしょうか。記者が全体の数字だけを見ても、指導・助言がどうだったのかよくわからないと思います。別紙4の形で見ても特に不都合はないかと思います。個別指導について、何をどうやったのか、もう少しわかるような形にした方がいいのではないかと。

それとあわせて、確認項目以外についての処理は御提案どおりでいいと思うのですが、この資料1のところにも確認項目以外の話は出ているわけですね。2の上のところ、報告を求める範囲のウのところでも確認項目以外についても言っているわけです。そうすると、これについてはどうなったのだと聞かれる可能性があるのでは、先ほど例えば別紙4の最後の方に注書きか何かで確認項目以外については、例示で登録番号が間違っていた等のことがある、合計数を書いた方がよいのではないかと思います。つまり、これだけ大がかりに調査をやって指導・助言もやりました、その全体像が記者の頭にそれなりに入らないと、全体の数字だけ報告されて、中身がわからないと詮索されるような気がします。

【伊藤委員長】 どうぞ。

【水谷参事官】 まず、田中委員からの御提案、確認しますと、次回、最終的にまとめる時の話といたしまして、もう少し公表資料で丁寧に書くべきではないかということだと思うのですが、まず、別紙4の方なのでございますが、別紙4につきましては、これ、実は確認項目別の集計というのを書いております。この確認項目というのを昨年来、一応、対外的にはお見せしないで、なぜならば確認項目を見せると、これだけチェックしていればいいのかという誤解を生みかねないことから、この確認項目を非公表にしているところから、このままでは資料へというのは使えません。実はその2.の部分をとると、結局、残るのはこの1の16人、18件という部分と、項目別件数、これぐらいつけてもいいのですが、何かこれも非常に今回、全て⑩だけになってしまったものですから、全員、1項目というのは自明と言えれば自明のことですので、あまり新たな情報を付加している形にならないなということで、現在、資料1におきましてはこの1のところの情報を記述しているところでございます。

それから、後段につきましては、確認項目以外の件数や何か、いろいろな情報についても出すべきではないかということでございますが、先ほども口頭で申し上げましたけれども、確認項目以外で36件、あと東京都から出てくると、東京都が恐らく20や30ありかねない状況なものですので、全体で実際に指導・助言の対象としたものと加えますと、70にも80にもなっていく。そうしますと、その数字がひとり歩きしていくというのが、我々としては一番怖い弊害でございます。そのほかにも、じゃあ、確認項目以外にどんな事例があったのだということを問われた場合に、いっそのことやっぱり、そういったものも全て個別指導・助言をすべきではないかという議論が生じるおそれがありますし、そもそも今回のこの確認項目以外というのは、各選管の御判断で出していたものなので、同じような事例があっても上がってきているところと上がってきていないところがあることが想像できます。

恐らく上がってきたのは全体から見ればごく一部なので、全体を調査すべきではないかという議論に発展すると、それはそれで先ほども言った都道府県の事務の負担といった話とも絡んでくる話になろうかと思えます。何よりも趣旨から申しますと、今回の取組というのは、よりよい政治資金監査を行っていただくということでございますので、逸脱件数の多寡にあまり目が集まるのはできれば避けたいという、かえって制度に対する不信感を招くおそれがあるのではないかということで、事務局は心配している次第で、こういった整理にいたしましたところでございます。

【伊藤委員長】 いいですか。この資料1というのをマスコミとか、あるいは都道府県選管に、これを渡すということですか。

【水谷参事官】 はい。

【伊藤委員長】 この紙を。

【水谷参事官】 この紙で本日、午後に事務局長から今日の委員会のブリーフィングを記者にする際に、本日はこのペーパーで議論いたしましたという形で記者さんにお示しする。

【伊藤委員長】 この資料1をね。

【水谷参事官】 はい。あわせまして、都道府県選管に対しましては、来年度の協力依頼をします際に、今年を取組概要と結果について示す必要があるだろうということで、この紙を添付してはどうかと考えている次第でございます。

【伊藤委員長】 なるほど。

【田中委員】 東京都から、今後、報告が出てこないと正確には確認できないと思いますが、この収支報告書の検算等だけが出てくるのでしょうか。

【水谷参事官】 確認項目につきましては、そのみと聞いております。

【田中委員】 それと、これも記者がどこまで関心を持つかによるのですけれども、資料1で確認項目、確かに確認項目の内容はこれまでないということだとしても、この資料1で確認項目という言葉を使っていますよね。それから、それ以外にもありますよと言っていて、確認項目はどうだったかを説明しないのでしょうか。細かくはともかくとして、それは今後とも一切言わない、そういう方針ということであれば、それも1つの考え方だと思いますが、どうでしょうか。合計だけで、その確認項目の内容を一切言わないことの是非です。

確認項目以外の件数はこだわるつもりもないのですけれども、確認項目以外の話もあると言っているわけなので、確認項目以外についてはこういうものが出ています、ただし、今おっしゃられたように、文章に書くかはともかくとして、各選管で取扱いも違うし、1回目のことだし、平たく言えば軽微な話なので、今回はそんな目くじら立ててやりませんでしたという説明だったらよいと思います。でも、確認項目について言っているのに、一切言わないというのは、これでいろいろ関心を持たれて、何かいろいろ根掘り葉掘り聞かれる可能性があるのではどうかという気がします。

【伊藤委員長】 どうぞ。

【水谷参事官】 一応、この資料1の1ページの一番下のところに確認項目についての説明になっているかどうか、これを読んだだけでわかるかどうかはあるのですが、一応、確認項目としては政治資金監査報告書の基本的な構成に係るもの、それと政治資金監査の前提となる収支報告書の表計が合っていないものという説明をいたしますので、それ以外、具体的に何ですかと言われたら、登録番号が明らかに違うとか、押印されていないとか、そういうことかというのを口頭では説明できるかもしれませんが、とりあえず、来年同じことを繰り返す間は、我々としては同じようにしておいた方がいいのかなというのが今の判断、我々としての考え方でございます。

【田中委員】 もしそうだとすれば、このア、イ、ウに沿った形で結果がこうなりましたという説明があってもよいかと思います。ア、イ、ウで言っているわけだから、このア、イ、ウについて、それぞれどうなったか。アは0件でした。イについては、この18件ですか、ウについては指導・助言はしないけれども、こういうものがありますと。私は件数

を言ってもいいと思うのですが、このア、イ、ウを調べたのだとすれば、このア、イ、ウについてどうだったかと報告するのが整合的ではないでしょうか。先ほどの資料A別紙4の項目まで書かないとしても、ア、イ、ウについて調べたのだから、ア、イ、ウについてこの結果でしたと説明すべきではないですか。

【加松事務局長】 資料1で確認項目は政治資金監査報告書の基本的な構成に係るもの、収支報告書上の金額の不整合となっていますので、結果としてあらわれたのが収支報告書上の金額の不整合16人、18件でしたので、これのみでしたと。基本的な構成に係るものは報告がありませんでしたという、そういう説明はさせていただこうかと思っております。

【田中委員】 記者がわかりますか。

【大竹委員】 そうは言いましても、確認項目という項目をはっきり書いて、これについて書いていますので、確認項目は何かというと、やはりどうしても話題に出ますよね。今回、初めての調査、あるいは指導ですから、今回、確認項目というのはこういったものを出しましたといっても、おかしくも何でもないんじゃないですか。今回はということでね。

【加松事務局長】 先ほど御説明しましたように、来年、再度確認項目で選管にお願いして、登録政治資金監査人の皆様方の監査報告書をチェックする際においては、今年はそのように①から⑩までの具体的な内容については、それだけで安心されてしまうと困るということでお示しはしていないんですね。ですから、それと同じ取組を来年もう1回したいと考えていますので、そうなりますと、監査報告書上の具体的なチェックポイントというのは、お示ししないやり方でやらせていただきたいと思います。

従来からも記者レクの際にこの基本的な構成に係るものという点については、そういうことでお示しできないというような言い方で言うておりますし、聞かれれば先ほど申し上げたような監査報告書の登録番号とか、そういうものがありますというのは例示で説明を求められたときにとどめていたということがありますので、選管の方にも今回の確認の際には具体的なこの確認項目は会計責任者の方に示さないでくださいという注意書きで御注意申し上げてやらせていただいているところですので、今年でもう全て、この取組を一旦停止するというのであれば、結果こういうものだったということではできるのですが、来年、もう1年継続するというようなことを考えますと、先ほど申し上げたように確認項目自体は具体的なものというのは、お示しはするまいかなと考えています。

【田中委員】 今の点確認なのですが、会計責任者及び監査人もこの監査項目は知らないということになっているんですか。

【水谷参事官】 はい。

【伊藤委員長】 ちょっと話は違うのですけれども、この2ページ目の上の報告を求める範囲のウというのがあるでしょう。これ、確認項目以外であっても都道府県選管は個別の指導・助言が必要だと思ふものについて報告するということですよ。それは幾つかあったわけですね。それについて何も書かないというのは、それは委員会としては個別の指導・助言は、要は必要ないよということを判断したと、こういうことですかね。

【水谷参事官】 はい。それが3ページの(2)のところに、その旨。

【伊藤委員長】 どこですか。

【水谷参事官】 次の3ページの(2)の個別の指導・助言の対象のなお書き、2行目のなお書き以下です。

【伊藤委員長】 バランス、助言、そういう意味ですね。

【加松事務局長】 それで、確認項目以外について全く申し上げないのも何ですので、確認項目以外で、3ページの(2)の2行目ですけれども、以外で報告された事例、例えば政治資金監査報告書の監査対象期間の誤り等とか、こういうふうな例示として。

【伊藤委員長】 そういう意味。

【加松事務局長】 はい。それは確認項目のような基本的な項目に比べれば、比較的軽微な形式的なものであるというような説明をさせていただこうかと思っています。

【伊藤委員長】 この資料Aの別紙1-1というのがありまして、裏側、2ページに確認項目以外に関する報告というところがありますよね。

【水谷参事官】 はい。

【伊藤委員長】 このNo.って何のナンバーでしたか。

【水谷参事官】 これは類型化しただけでございまして。

【伊藤委員長】 それで、4と5とは、これ、どこが違うんですか。

【水谷参事官】 この右の方を見ていただきますと、選管等による指摘の有無という欄及び補正の有無という欄をここで設けてございまして、これば選管等がこの会計責任者に対して、こういった事実があることを言ったか言わないか、4番につきましては選管が審査のうちに発見しまして、会計責任者の方にこれはちょっとおかしいんじゃないですかと言ったら、そうですねと言って訂正がなされたもの。5番につきましては、形式審査が終

了して終わってしまった後に、事後、監査報告書を見て発見して、それに対して結局、指導する、指摘をするチャンスを失ってしまったことから、今でも直っていないという状況にあるというものでございます。

【伊藤委員長】 そうすると、中身は同じなんだ。

【水谷参事官】 間違えた内容は同じでございます。

【伊藤委員長】 同じだけれども、その対応が違うということですか。

【水谷参事官】 はい。

【伊藤委員長】 小見山先生、日出先生、今の話はどうですか。

【小見山委員】 まず、2つありまして、1つは確認項目を公表するかどうかという話ですよね。これは今後の質の向上を目的としたときに確認項目を公表することによって、そこだけ集中的に監査人が見てもらうのもちょっとつらいということです。確認項目の①から⑨まではほとんどゼロだったのですよね。素朴な疑問ですが、この確認項目の⑩というのは検算の誤りですよね。確認項目以外の6番、7番は、検算ではなくて、いわゆる証票と収支報告書自体がもう間違っているじゃないかということですよ。

【水谷参事官】 はい。

【小見山委員】 だから、この特に7番で1件あるのですけれども、残っているのが。こっちの方が重要なような気がしないでもないのですけれども。偶然、この1件だけ残ってしまっている。ただ、これも実を言うと、領収書と日付云々の問題ではなくて、これは振込依頼書というものを領収書と取り間違えていたというだけの話ですよ。ですから、本来、例えばこれが領収書と金額が全く違うものが書かれたままずっといつているのであれば、これは大きな事案だと思うのですが、特にこの7番などは、不備があったとは言うものの、領収書自体の定義を間違えて見えたというだけの話のことなので、そうすると、私が思いますのは、そもそもこの目的は何のためかなというと、次回以降、申しわけないけれども、ちゃんとやってねということを1つの目的としてやっていますので、私はフォローアップ研修とか、そういうものでいろいろなところでよく言っていただいて、そして直してもらうということを目的にしておけば、事務局の案で私はよろしいのかなと思うんです。

ただ、確認項目を非公開にするかどうかということについては、私も非公開のままもいいですし、公開してもいいのかなと。どちらとも私は結論が出ないと思っております。いわゆる確認項目を公開すれば、ほとんどみんなうまくクリアしてしまうという意味で、公

開しなくても同じなのだろうと思うんです。ということは、逆に言えば、公開してもしなくても同じだということは公開しない方がかえっていいのかなという気もするんですよ。そんな気持ちであります。

【伊藤委員長】 どうぞ。

【日出委員】 私は全体的には事務局の今の方針でいいのですが、この確認項目に関しては、一応、ある程度ブラインドにすべきで、公表してしまうと、それだけを直しておけばいいのだというふうに思う傾向が出てくるのではないかなと思っています。ただ、今回の結果を見ますと、①から⑨までは全部、補正されて全部直っているという実態なので、この項目、もし公表するのであれば、27年分のときの確認項目をちょっと変えるとか、ただし、それもこれ以外のもので含むかもしれないけれども、これ以外のものでやるという格好に27年分のところで直しながらやっていった方が効率性というか、その方がいいのかなと。あくまで事前には公表はしないという立場は貫いてもらった方がいいかなと思っています。

それからあと、この資料の別紙1-1の2ページの一番問題は、収支報告書に関する確認項目以外の収支報告書に関する6と7なのですが、7は先ほど小見山先生が言ったとおり、これは振込明細書かどうかという判断のことなので、これは私自体も異論があります。しかし6番については、計算チェックと同じぐらいの重要性は持っているかなということで、この監査というのは、実質的に監査の中身を妥当性とか検証するのではなく、いわば領収書と支出した金額を書いたものの悉皆調査が基本なので、それを行っていないということに該当するので、6番が重要だかなと思っています。私はあくまで今回、最初に決めたものだけで委員長名の指導・助言でいいのかなと思っていましたが、事務局の方から、確認事項以外の分で重要な点について、事務局長による指摘というか、報告みたいなものをするといった場合に、受けとめる側は指導・助言は事務局名で来たのがそうなのか、委員長名で来たのかというのは、これはわからないんですよね。

適正化委員会から来れば、それはみんな指導・助言というふうに考えるのだろうけれども、こっちのやる側からすると、この辺がはっきりと出していない、今まで決めていないものがあるので、基本的には確かにこの6番の問題は非常に重要なので、これについては指導・助言の文書を出すべきだろうなと思いますが、今回に限ってはやはりできれば原則どおりに、当初決めたとおりに確認項目に関してだけやっていただいて、次回のところでこういったことがあった場合には、あるいはこれを確認項目の1つに入れておくとか、そ

ういった格好の対応をしていただいた方が、よりベターかなと思っています。ただ、フォローアップ研修とか、そういった場面ではやはり、今回のこの確認項目以外のことについても極めて重要な部分があるので、これはきちっと研修の項目に入れてもらえればありがたいと思っています。

【水谷参事官】 今、小見山委員、日出委員から貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。まず、1点、確認項目①から⑨について該当がなかったという点についての補足なのですが、今回、報告を求めていますのが都道府県選管から指摘があったにもかかわらず直さなかったものがあった場合に報告してくださいという形でお願いしております。つまり、指摘に応じてくれれば軽微だからいいです——軽微というか、いいですよという形にしたわけですが、ですので、実際、選管の窓口においてどれぐらいこういったことについて指摘をしているのかどうか、あるいは逆に指摘をせずにそのまま残ったままというのがあるのかというのは、私どもも全貌は把握いたしておりません。時々、そういうのもあるやに聞くケースもありまして、とすると、少なくとももう1年はこの確認項目①から⑨というのを繰り返す、しかも、ブラインドにしておいて繰り返した方がいいのではないのかなと考えている次第でございます。

それから、小見山委員、日出委員、お二方から私どものフォローアップ研修、評価していただいてありがたいお話なのですが、実はその研修期間が、後ほども説明いたしますが、大体、毎年6月から11月の間にやはり税理士さん、会計士さん、弁護士さんの業務の時期を勘案して、そういった時期になっているという次第でございますが、実はこの平成27年分の政治資金監査報告書の提出期限が5月までとなっておりますので、実は研修ですと、残念ながら今度やる監査に間に合わないという問題点がございます。そういったことも縷々勘案して事務局として文章を出してみてもどうかかなということを考えてというのが背景としてございます。

それからもう1点、日出委員から、6番について計算チェックと同じぐらい重要ということが、確認項目の⑩と同じぐらい重要ということなのですが、この点については二、三留意すべき点がございまして、まず、内容について、この6番につきましては、金額の場合と、実は日付の場合がございまして、あと、実は東京都選管から聞いている話なのですが、都選管の方では支出の相手方が違っていたというようなケースもあるようでございまして、金額につきましては間違いなく確認項目⑩とよく似ていると思うのですが、日付とか、そういった支出の相手方までどうすべきものなのかどうか、そういった線引きについても、

もう少し議論する必要があるのではないかなと思いますし、何よりも国会議員関係政治団体、領収書の枚数が膨大な団体がございまして、確認をしていただく都道府県選管の立場に立ちますと、これを確認項目として義務的にやるのは正直、多分、しんどい。こちらとしてもお願いをすることは心苦しいことなので、口が悪い選管によっては、本来、政治資金監査人がやることを我々にやらせるんですかということを書いてくる団体もありますので、それはちょっと難しいのかなと考えております。

ただ、これも今後の議論の方向ですが、来年も任意の確認項目以外の報告で掲げておいて、上がってきたものについては指導・助言の対象としてもいいよというようなことを、今後、委員会場で御議論いただけるのであれば、そういった処理も可能なのかもしれません。いずれにせよ、今の段階では議論がまだ不足しておりますので、このように考えている次第でございます。

【田中委員】 確認項目及び確認項目以外について、御議論があったように、そもそも中身を検討しなければならないので、この時点では公表しないことは理解したのですが、こだわりますけれども、2ページのこのア、イ、ウについて調べた以上、アについて答えられない理由というのは、例えばこの2の(1)のところ、合計0件と書くのは何か問題あるのでしょうか。

つまり、繰り返して申しわけないけれども、ア、イ、ウについて調べたのだから、それについてこうなりましたということです。ウについては、「なお書き」を書きましたということですが、アについては、調べたのに答えを何も書かないというのはどうでしょうか。ア、イ、ウについて調べたのだから、それについて結果がどうなったかを説明するのがまさにアカウンタビリティということなのではないですか。書いていないからゼロだと理解できるでしょうか。

【水谷参事官】 確認ですが、それは田中委員の御意見としては、この2ページの2の(1)の表のところ、例えば収支報告書の上のこの欄の一番上に政治資金監査報告書の基本的な構成に係るものとして、0人、0件と書くとか、そういうイメージでございませぬか。

【田中委員】 できれば、ア、イ、ウにそれぞれについて、結果を示す表を書くべきだと思います。これについて調べたのだから、これについてはこうなりましたということです。その表現はともかくとして。

【加松事務局長】 ありがとうございます。公表資料、資料1の2の(1)のところ、

実施件数のところであ、0人、0件。イ、16人、表計は16人、18件とかという御指摘でしたが、私ども少し考えましたのは、そうなりますと、確認項目以外についても確認項目以外0人、0件とか、何かそんなふうに確認項目以外について、今回、対象としないというふうなところもまた含めて明記しなければいけないのかとか、そのあたりが若干気になったものでございますから、確認項目のAの基本的な構成に係るもの0人、0件、イについては16人、18件というふうにせずに、端的にアウトプットに着目しまして個別の指導・助言の対象としたものの項目と、あと人数、件数だけ書いたということです。

【田中委員】　しかし、2.の1は個別指導の話ですよ。あくまでも個別指導の話なので、このなお書きの後ろの方に書いたわけですよ。本来はア、イ、ウに沿って答えるべきだと思います。ア、イ、ウについて調べた以上。でも、ウのところは今回、軽微な話なのでなお書きでよいと思いましたがけれども、ア、イ、ウについては調べたのだから、こうなりましたよという結果を報告するのは、当たり前だと思います。アについて、書いていないからゼロだと理解せよというのは、役所側の理屈ではないかと思えます。

【大竹委員】　今、ア、イ、ウについての、どういうふうに答えていくかというところだと思いますけれども、アについては具体的に対象がなかった。それは口頭で言えば済む話です。明確に言えば済む話ですね。問題はやっぱり、深刻なのはウの問題だろうと思うのですけれども、ウについては、要するに今回は初めての調査であって、当委員会としても具体的な内容を定めて調べてもらうのではなくて、各選管が自由に、このようなことをやったらどうかということ各選管から御提案をいただくもので書いてもらったということで、これについては、ウについては今後どうするかについて、今後検討していきますのでいいのではないのでしょうか。直ちにボールを投げ返す必要は必ずしもある意味ではないと思うんですけどね。ウについては。

したがって、3ページ目でウについて、事務局からの注意喚起を図っていくという問題との関係になってくるのですけれども、それについても日出委員がおっしゃいましたように、要するに事前の受けとめ方が、各監査人が思っていないところで来るとするのはやはり不信感を持たれる可能性もありますものですから、そこは監査人との信頼関係といえますか、そこに対して当委員会が不信感を持たれたら非常に致命的な問題になってきますので、今回について、ウの方についてはそもそも何をやるのか、はっきりしなかったわけですから、これは今後の検討事例ということに置いておいて、今回の公表の対象、あるいは注意喚起の対象からも、むしろ外した方がいいのではないかという感じが私にはします。

【伊藤委員長】 これは例えば東京都などは、ここで書かれたようなチェックはしないんですか。この収支報告書と領収書の整合性などは、もうしないんですかね。

【水谷参事官】 一応、東京都選管、体制も比較的充実していますことから、時間はかかりますけれども、かなり細かくやっただいているようでございます。ですので、結構、先ほどの別紙1-1で問題がある6番のケースも、東京都からも数件上がってきそうな感じでございます。

【伊藤委員長】 本来は、それはやらなくていいわけなんですね。この指導・助言があるからそこまで、確認項目ではないけれども、そこまでやってくれていると、こういう理解ですか。

【水谷参事官】 いえ。

【伊藤委員長】 そうではないんですか。

【水谷参事官】 これは政治資金課を前にして心苦しいですが、一応、選挙管理委員会をお願いをするときに、一定の範囲をお示ししているのですが、ここまではお願いはしていない。ただ、選管の方で必要を感じて、あるいはできる範囲でやっているというのが現状のようでございます。

【伊藤委員長】 それは指導・助言とは……。

【加松事務局長】 別の話で。

【伊藤委員長】 別の話。

【加松事務局長】 収支報告書の形式審査の過程で、その収支報告書と、その裏付けとなる領収書の突合というのをやるところもあれば、やらないところもある。

【伊藤委員長】 本来はどういうことなのでしょう。つまり、ほとんどこれ、こういう領収書を必要としたというのは、支出にちゃんと見合った領収書があるかないかをしっかり知るといふ発想でしょう、これ、もともとは制度として。そうすると、それは。

【森政治資金課長】 政治資金規正法上は、監督上の措置として、個別より提出された届出書類等に不備があるとかいうときには、報告書を提出したものに対して説明を求め、また、報告書等の訂正を求めることができるというのが選管の事務になっています。ただ、とてもその体制等々も含めて全部できないということもあるのではないかと。そういうこともあり、この政治資金監査というのができまして、今、規正法の19条の13において、政治資金監査については、例えば会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていることといったようなことについて正式監査を行うものとするということが新たに制度化されたもの

ですから、そこはまず、その前の段階で監査人にやっていただけるものだという前提で動いているというふうに承知をしているものでございます。

【大竹委員】 収支報告書は、基本的には政治団体から提出されたもの、そのものを公表するというのが基本的思想になっていますね。その場合に見て明らかに数字の不突合がありまして、そうしますと統計資料にも使えませんし、世の中にかえって混乱をもたらしますものですから、だから、形式審査という形で各選管は、その数字ぐらい合わせてくれということでいろいろと見て、おかしかったら、おかしいんじゃないですかとって注意する。そうすると訂正するというので、収支報告書と領収書との突合までを……。

【伊藤委員長】 期待していない。

【大竹委員】 求めているのではないと思います。もし不突合があれば、その責めはまさに各政治団体が負うものであって、会計責任者が提出主体になっていますから、会計責任者がその責めを負うということになろうと思います。ただ、今回は監査という制度を設けたものですから、その監査人、せつかく監査人がいるわけですから、監査人は関係書類と収支報告書が適正な関係に立つようにということで監査していただいているということになるのだらうと思います。

【伊藤委員長】 わかりました。

田中先生、どうですか。多少、先生のおっしゃる意見と違う意見もある。

【田中委員】 繰り返になってしまうのですけれども、ア、イ、ウについて調べました、その結果を書くべきかと思います。

【日出委員】 別にこの報告を求める範囲の、その結果、報告の結果の表が1枚、1個あればいいんじゃないですか。

【田中委員】 表ではなくても、あるいはア、イ、ウではなくて、アとイにして、アが確認項目、イが確認項目以外。そのアの確認項目については（1）で答えました。それ以外、イについては（2）になっていますというならば、それは1つの整理だと思います。

【日出委員】 アについては、要するにゼロですよ。

【田中委員】 そうなのですが、結果について報告していない。

【日出委員】 イについて16人で18件あったよと。

【田中委員】 アについて調べたのに報告していないのではということです。口頭でよいかもしれないけれども、アについても調べたわけですから、それについて答えるのは普通のことではないかなと思います。ウについては、別に答えました、という形でよいです。

【日出委員】 結果の報告がないということなのかな。

【加松事務局長】 御指摘を踏まえますと、その（１）の表の個別指導の対象とした事例というところでアとイと書いて、アで政治資金監査報告書の基本的な構成に係るものという欄を１つ設けて、それで０人、０件として、イでそこに、それはそれで書いて収支報告書上に金額の不整合があったというのは１６人、１８件にして、アとイだけこの表の中に入れ込みまして、ウについてはこの３ページの方に確認項目以外は、かくかくしかじかの理由で個別の指導・助言の対象としないことにしたとか、もう明記してありますので、このアについては、今後上がってきたら対象とする。確認項目なので、今後上がってきたら対象とするというふうなことは、この２ページの真ん中の個別の指導・助言の手法で全て、確認項目に係る報告については全て個別指導の対象と書いていますので、仮に今後まだ上がってきていないところで上がってきたら、それは対象とする予定だというように言えば、御趣旨にある程度、わかりやすく、そのような形になるかなと今思料した次第でございます。

【伊藤委員長】 それでよろしいですか。

【田中委員】 はい。

【伊藤委員長】 ほかにどうですか。

【日出委員】 今日、これで一応、記者の方に発表するんですよ。うちの団体の話なのですが、来年の１月２１日に一応、指導者研修というのを行います。委員会の方から来てお話をいただくのですけれども、この質の向上の話の具体的なお話をできる範囲というのを教えていただけませんか。どこまで話をしていいのかわかれば全部話をしてもいいのかなと思っているのですけれども、文書では出しませんが、口頭で話をするときにはいいのかなと思っているのですけれども、委員会、ここの事務局としてどういうふうなお考えなのか教えてもらいたい。

【加松事務局長】 まず、確認項目については全て対象として、この人数、この件数というのは当然公表します。あと、登録政治資金監査人に対する周知文書、資料Ａ別紙５というのをお手元におつけさせていただいておりますが、この資料Ａ別紙５で、今回、指導・助言の対象とした例に加えて、指導・助言の対象とはしておりませんが、その他確認項目で上がってきたものを別紙５の２ページ目、裏の方でございますけれども、監査報告書に関するものと収支報告書に関するもの、事例として掲げさせていただいて、全登録政治資金監査人に周知させていただきたいと考えてございます。ですから、こういうのが

上がってきたので留意していただきたいという点については、ぜひとも御協力いただくとありがたいと思います。

ただ、一方で、先ほど申し上げました、その他確認項目の件数とか人数、このあたりは先ほど申し上げたような弊害がございますので、これは委員限りにしていただきたいと思います。あと、1月の下旬時点で東京都のが間に合っているかどうか定かではないのですが、現時点ではこういうふうな形の範囲でお話しいただければありがたいと思います。

【水谷参事官】 先ほど日出委員から実は御指摘を受けているので、もう1点、本日の資料Aの5ページの(5)のi)で、事務局からの提案という形で確認項目以外、指導・助言とは別に確認項目以外の登録政治資金監査人に対して事務局から、その旨連絡してはどうかという提案をさせていただきましたが、先ほど日出委員から、事前に指導・助言というルールをつくった以上は、その範囲でやって、必要があるならば指導・助言で対応すればよくて、こういった文章はあまり好ましくないのではないかという御意見と拝聴したと認識しております。そのあたりにつきまして、ぜひ委員会として出しても構わないものなのか、いやいや、やはりそれは指導・助言という制度をつくった以上、そちらの範囲できっちり整備すべきなのかという点について皆様の御意見をいただくとありがたいと考えております。

【伊藤委員長】 どうでしょうか。あれは何か書式かなんかつくってあったんですかね。ここに入っていない。

【加松事務局長】 資料としてお配りしていませんが、これは事務局の方から、こういう形でお出ししてはいかかということで作らせていただいたものでございまして、そういう事実の連絡ということですので、今回、委員会には上程をしていなかったのですが、準備させていただいています。内容は指導・助言とは異なり、選管の方からこういうふうな連絡があったという事実を御連絡するという位置付けにしております。それで、1点、個別の指導・助言と混同するのではないかという御懸念がありましたので、発出する文書においては、今回、個別の指導・助言の対象とはしていませんが、御連絡いたしますというような形にしているところでございます。

政治資金監査マニュアルに基づいて的確に行う必要があるということで、改めて御留意いただくようお願いいたしますというのは、付言させていただいております。これは先ほど御指摘がありましたように、個別の指導・助言は確認項目に今回限定するという考え方からすると、その他項目で上がってきたものは指導・助言の対象にはしないということになる

のでございまして、選管に協力していただいたということもあるので、こういうのをお知らせしたらどうかという考え方でおつくりしているものです。あと、名義は事務局というふうに事務的にしております。ただ、一方で、委員から御指摘がありましたとおり、個別の指導・助言で確認項目という形で、仕切りでいくべきだというようなことであれば、これを受けとめた方が混乱するというようなことであれば、私ども、このような連絡文書を出すのは好ましくないということも一方で思っている次第でございます。

【伊藤委員長】 小見山さん、どうですか。

【小見山委員】 私は、これは出していただいた方がいいなど。実はこれまで出す方たちの対象者が、実は統一的な方針で選管の方が書類を見ていなかったというもので、漏れている方も中にはいらっしゃるかもしれません。ただ、少なくともある程度気づいたところにつきましては、次回以降、そういうことがあっていただいては困るということもありますので、これは出していただきたいなど、こういうふうに思います。

その次に、その出し方なのですが、事務局にするのか、それとも委員長名にするのかということの選択肢ですが、これはやっぱり最初の我々がチェックをお願いしたときのルールとして、確認項目というものについては委員長名でやるようなことを私が思っておりましたので、それ以外として出てきてしまったものですから、今回、先ほど申しましたように、ほかの方たちは見過ごされてクローズアップしてこなかったから助かった方もいらっしゃるということの不公平さというのがあるので、一応、事務局ということで私はよろしいのではないかなと思います。ただ、少なくとも出していただきたいということですね。

【伊藤委員長】 私も出せばいいと思うのですが、日出先生、どうですか。

【日出委員】 私は、はっきり言いまして、まず原則論でこの確認項目以外については出さない方がいいと考えています。ただ、皆さんの総意ということもありますけれども、もし仮に出すにしても、この報告書の1番の方の記載事項について登録番号が誤っていたとか、こういったのはどちらかというと、いわゆる確認項目の①から⑨までと同じ性格で、これは全部補正されて直っているものが全てかなと思っているので、これはバランスから考えて必要ないのではないかなと思うので、出すとすればやはり2番の6、7のうちの6番、ただ、日付などについては除外せざるを得ないだろうと思うのですけれども、その辺のピックアップをして、ほんとうに基本的な計算とか整合性というもので、とれていないものについてだけ出す分には構わないと思います。出すとすれば、これは事務局ではなく、ちゃんと委員長名で出した方がいいのかなと思います。

【大竹委員】 いいですか。

【伊藤委員長】 はい。

【大竹委員】 これは今回の初めの想定外に出てきた事例だろうと思うのですが、内容的に見ますと、先ほどもお話がございましたように、この6番の類型ですか、これについてやはり、ある意味では極めて重要な問題なんですね。それは今回の⑩にも相当するやつでございますので、むしろ、こういったものについては、やはり今後、指導・助言の対象とすべきではないかと私は考えております。

その場合に、指導・助言の対象とするということをあらかじめ言っていなかったものですからあれなのですけれども、ですから、来年度からの問題として、こういった事例が報告された場合については指導・助言としますということを明確に意思決定を委員会として決めておいて、それで今回のある意味で中途半端な注意喚起よりは、今回はもともとっていなかったから見送って、来年度からはこういった事例についても指導・助言としてきちっと委員会として対応していくというふうにしたらいいのではないかと思います。

その場合に先ほど心配されておりましたのは、各選管によってその辺のところの疎密があって、きちんと見ているところときちんとしていないところで差があるのではないかとありましたけれども、そこは割り切りまして報告されたものについてやっていくということで、そういうことでやっていけば、ある意味ではほかの選管の方でもむしろちゃんと見ていこうかという気分になるのかもしれないので、選管にその方を義務付けるわけではないけれども、報告があったものについては注意喚起ではなく指導していくという形で割り切ったらどうかと思っております。そういうこともありますので、今回のこの注意喚起というのは極めて中途半端になりますので、今回は見送った方がいいのではないかなと思っております。

【伊藤委員長】 田中先生。

【田中委員】 今、大竹委員がおっしゃった見送ったらよいというのはどういう意味でしょうか。

【大竹委員】 26年分についてはですね。

【田中委員】 これは出さない方がいいという。

【大竹委員】 出さないということ。

【田中委員】 それほど強い意見はないのですが、先ほどの確認項目以外については諸事情がありますよという文章がありました。しかしながら、我々としてはそれなりに、形

式的な対応はとらなかったけれども、実質的には一応連絡はしましたというエクスキューズにはなるのではないかなと思います。諸事情を考慮して、厳しい対応はとらなかったが、監査人にはちゃんと連絡していますという証にはなるかだと思います。例えば、手加減して見過ごしたのではないかと言われたときに、そうではないと説明はできるのではないかと思うんです。

【伊藤委員長】 意見がばらばらになってしまっ。

【小見山委員】 2対2で分かれました。

【大竹委員】 来年度からどうするかということがありますね。

【伊藤委員長】 そうですね。

【大竹委員】 来年分からどうするのか。

【伊藤委員長】 ただ、さっきの話だと、そういうことは東京都なんかにはなかなかお願いしにくいということをおっしゃっていたんでしょう。

【加松事務局長】 はい。収支報告書と領収書の突合を全国一律の確認項目とすることは、それは先ほどお話がありました、選管の形式審査は政治資金監査を前提としてやっているものだという建前とか、収支報告書と領収書等の写しの突合までを求めていないということからしますと、確認項目に入れることは困難だと思っています。ただ、出てきたものについてだけやるということについてどう考えるかということですね。A県ではそういうのは報告が上がっていない、B県では報告が上がってきている。B県の政治資金監査人にだけ指導・助言を出すということについて、どういうふうに相手が受けとめるかというので、それは上がってきたものだけという御議論というのは大竹委員の話、そのあたりどう考えるかというのはまた御議論いただければと思います。

【大竹委員】 それはチョンボしたところに合わせるというのは、どうも変だと思うんですね。ですから、選管がちゃんと見つけたか、見つけないかにかかってくるんでしょうけれども、見つけたやつはきちっと指導しておいて、見つけられたものはしようがないので、指導しようがないので指導しないというだけの話であって、指導していないところがあるから間違っ

【伊藤委員長】 確認項目に入れないんですね。

【加松事務局長】 はい。確認項目に入れることは実際困難だと思います。

【伊藤委員長】 入れないけれども、上がってきたときに指導・助言の対象とするかどうかということですね。

【大竹委員】 はい。今回で言いますと……。

【加松事務局長】 資料A別紙1-1の2ページで7人、これは日付も入っているから、このうちの。

【水谷参事官】 半分ぐらいだと思っていただければ。

【加松事務局長】 4件か5件。

【伊藤委員長】 この5番なんかもそうですかね。これは違うのか。支出が。

【加松事務局長】 5番は支出がないのに、保存対象書類に支出がないのに領収書が保存されていたというふうに、去年の様式をそのままコピーして書いてしまったというものです。

【伊藤委員長】 そういうこと。

【日出委員】 ひな形があるので。

【伊藤委員長】 中身とは。

【大竹委員】 線を引きますということでしょう。

【伊藤委員長】 6、7だけ見ればいいということですか。

【小見山委員】 そうですね。6、7ですね。

【日出委員】 6、7だけど、7は議論があると思います。

【小見山委員】 これは大したあれじゃないですね。

【日出委員】 7番は、そうですよね。

【伊藤委員長】 間違えだというわけでしょう、結局。

【小見山委員】 そうです。6番だけです。

【伊藤委員長】 どうしますかね。

【加松事務局長】 あと、一方の考慮要素としては、この収支報告書と領収書の写しの金額の整合性について指導・助言をする、これは重要なことなのですが、また件数がどのぐらいになるかというのを一方で考えなくてはいけないところがございます。ですから、その点については、本日、もうこれで来年は指導・助言の対象とするのだとお決めいただかなくても、例えば次回、東京都からの報告の詳細を見た上で議論するというようなことはあるかと思えますけれども。

【伊藤委員長】 それでいいと思うのですけれども、そうすると、それまではこれは出さなくて取っておくということですか。

【加松事務局長】 いずれにせよ、その指導・助言の対象とするのであれば、来年12

月の指導・助言文書を出すときにどこまで対象とするかという話です。

【伊藤委員長】 もちろんそうですけれども、いや、そうではなくて、この個別の人には、いつ出すんですか。もうすぐ出すんでしょう、これ。

【加松事務局長】 はい。ここに上がっています16人、18件につきましては速やかに、あと、東京都から上がってくる……。

【伊藤委員長】 いや、そうではなくて、さっきいただいた。

【水谷参事官】 事務的な文書。

【加松事務局長】 事務的な文書も。

【伊藤委員長】 一緒に出すんでしょう。

【加松事務局長】 はい。一緒に速やかに出します。

【伊藤委員長】 だから、それは今決めておかなくちゃいけないわけでしょう。

【水谷参事官】 はい。そういうことです。

【伊藤委員長】 出すか出さないかは。

【日出委員】 何月ごろに出すんですか。

【水谷参事官】 もし出すとすれば、やはり1月からの政治資金監査に間に合わすべきだと思いますので、早急に出すべきだと思いますし、ずるずるとやるのであれば出さなくても構わないのではないのかなと思っております。次回の委員会が2月12日ですので、それまで待つと、やや時期を失した感が出るかなと。

【伊藤委員長】 どうしますかね。

【小見山委員】 2つですね。出すか出さないかということと来年以降、どういう対応にするかということですよ。

【伊藤委員長】 ええ。

【田中委員】 出す場合は、この6、7に限るという意味なのでしょうか。

【小見山委員】 ああ、そういうことですね。

【田中委員】 それもありますよね。番号のミスなど。

【小見山委員】 番号を間違っただけで、これを1枚出すというのは。

【田中委員】 それはよいじゃないですかと、そういう判断もあるでしょう。

【小見山委員】 そういうことですね。

【田中委員】 そこまで目くじらを立てる必要もないのではと。

【小見山委員】 そうですよ。私もそう思いますね。番号を間違っただけで1枚出

てくる。

【田中委員】　　そうです。

【日出委員】　　それは要らないですね。

【伊藤委員長】　　来年度といっても、大竹先生の言われたように確認項目に入れるというわけではないですね。

【大竹委員】　　ではないです。あくまで上がってきたものについて。

【伊藤委員長】　　来年度から。

【小見山委員】　　それも事務局の名前ではなくて、委員長名で。

【大竹委員】　　きちんと指導・助言とするということです。来年分からです。

【伊藤委員長】　　指導・助言とするということ。

【大竹委員】　　はい。内容的に極めて……。

【日出委員】　　であれば、今回はやらない。

【大竹委員】　　今回はやらない、むしろ。今回、注意喚起なんてしておきますと、来年からは、今度、指導・助言で委員長名で来ると整合性がとれませんから、今年、注意喚起するぐらいだったらやめた方がいいのではないかと私は思っています。来年以降も指導・助言の対象としないというのであれば、注意喚起を続けるということも考えられると思いますけれども。

【伊藤委員長】　　その来年度からずっと厳しくやった方がいいのではないかというのは、大体みんな。そうでもないんですか。

【小見山委員】　　いや、おっしゃるとおりです。これは6番、そもそも論として、もし日付ではなくて金額の問題ですが、そもそものちょうど領収書の記入が合っていないというのは、監査は何をやっていたのという意味ですから。

【日出委員】　　簡単に言うと、そういうことですね。

【小見山委員】　　これは確認項目の⑩よりも重い問題だと思うんですよね、こちらは。

【大竹委員】　　重いと思いますね。はい。

【小見山委員】　　ですから、これは私も全体に送っていただきたいというのは、特に先ほど主張していたのはそういうことなんです。どなたの名前だろうとね。ですから、来年からの話を申しますと、私も同じように事務局の名前ではなくて、委員長の名前で指導・助言の方に組み込まれていいと思いますし、また、先ほどのお話も踏まえて全部にこれを見てくれということも、これは言えないこととして、監査人が本来やらなくちゃいけない

ことですから、それはそれでよろしい。あとは、問題は今年の分をどうするかということだけではないかなと。

【伊藤委員長】 日出先生は、来年からそういうのをもし組み込むことになったときに、指導・助言することにはどういうお考えでしょうか。

【日出委員】 選管から上がってきた場合ですね。

【伊藤委員長】 ええ。確認項目でなくて。

【日出委員】 確認項目ではなくても、それは当然だと。

【伊藤委員長】 6番のような。

【日出委員】 当然、基本的な話ですから。

【伊藤委員長】 それは大体みんな同じ考え、だから、それはルールとして来年からはやるけれども、今年はやめた方がいいのではないかというお考えですよ。

【大竹委員】 はい。

【伊藤委員長】 決めていなかったし、今年はやめておきますか、それは。来年から、またもう少しそこは整理して。

【水谷参事官】 委員会の場でまた整理して。

【伊藤委員長】 ええ。こんなに議論が分かれるような、でも、やっちゃおうかというほどのことではないと思うので、とりあえず今まで決めていた確認項目だけ、まず今年是指導・助言にして、その紙を出すと。それ以外のは、とりあえず今年はちょっとやめて、来年どうするか、もう1回きちっと次回なり、次々回なりに議論してやる。

【水谷参事官】 はい。

【伊藤委員長】 ということでいいですか。

【水谷参事官】 はい。

【伊藤委員長】 それで、この議題については、一応、これで了承していただいたという……。

【小見山委員】 1つよろしいですか。参考のために、この6番の内容が何か2種類あって、金額と日付ということをおっしゃっていたのですが、例えば日付というのは、これは領収書の日付と帳簿の日付が違うという、そういうことですか。

【水谷参事官】 具体的に言いますと、ホテルに泊まった日付、領収書日付と収支報告書上の日付が違っているという、お手元の例の一番後ろから2番目の事例です。ページで申しますと……。

【日出委員】 4月11日になっているんだけど、こっちの方で4月28日になっている。

【加松事務局長】 6ページ、7ページ、横長の資料ですね。

【水谷参事官】 6ページ。

【加松事務局長】 収支報告書上は4月28日、領収書は4月11日の日付だった。

【大竹委員】 しかし、これは本当に何か、場合によっては4月11日に払ったやつを、立て替え払いしたやつを28日に支払いしたとか、そういったこともあり得るわけですね。

【日出委員】 恐らくそうです。

【大竹委員】 現実に政治団体が支出したのは28日かもしれないですね。

【水谷参事官】 ええ、そうですね。

【小見山委員】 ありがとうございます。

【伊藤委員長】 そうしますと、この議題については一応、御了承いただいたということで、若干修正するような場合には委員長一任ということでさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【伊藤委員長】 では。

【水谷参事官】 すみません、委員長、1点よろしいでしょうか。先ほど来、話題に出ている東京都選管からの報告の取扱いなのですが、恐らく年末から年明けには来ると私どもは予想しております。ただ、来年1月に入りますと27年の収支報告書に係る政治資金監査が始まっておりますことから、もしも特に指導・助言の文書を出す件については早急に対応する必要があるかと思っておりますので、については委員長に内容を御確認の上、文書だけは早急に発出させていただきたい。その結果を次回委員会で報告するという形で、いわば委員長にそのあたり御一任いただければと考えております。

【伊藤委員長】 では、この件につきましては、事務局から説明があったとおりの扱いとさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

次に第2の議題といたしまして、政治資金監査に関するQ&Aの改定についての説明を事務局にお願いいたします。

【水谷参事官】 時間も押してまいりましたので、簡潔に説明申し上げます。資料2を御覧いただけますでしょうか。1枚ペラでございます。政治資金監査に関するQ&Aの改

定でございますが、前回委員会で省令改正について御説明いたしましたが、従来、Q&Aの世界で適切でないといったものがこのたび省令で禁止されましたことにあわせて、従来からありましたQ&Aを削除するというものでございます。極めて事務的にも行い得るものでございますが、Q&Aを追加等する場合、必ず委員会にお諮りしておりますことから、今回お諮りするものでございます。

以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして御意見、御質問がございましたら、どうぞ。

(「異議なし」の声あり)

それでは、本議題につきましては、了承いただいたということで、次に第3の議題といたしまして、平成28年度研修実施計画についての説明を事務局をお願いいたします。

【水谷参事官】 お手元資料3、それから、資料B-1、B-2、B-3に従って御説明申し上げます。研修につきましては、基本的には今年と同様のことで考えておりまして、3点ほど変更というか、御説明申し上げたいと思います。

まず、研修開催地、資料B-1を御覧いただきたいのですが、緑色のところが毎年実施しているところ、静岡、浜松、京都、神戸のように赤色に塗ってありますところが隔年で実施しているところがございます、それぞれ交互に実施しているところがございます、そのルールに従って16カ所は実施してまいりたいと考えております。その他で平成25年度から那覇、松江、高知で実施しておりましたが、これは2枚ほどおめくりいただいて資料B-3を御覧いただきたいのですが、沖縄、島根、高知につきましては、登録者数が全国の中で極めて低いということで、登録政治資金監査人を増やすために行ったところがございます。ただ、このB-3の1ページの(2)を御覧いただきますと、松江市においては登録時研修参加者が3名、ただし、全て県外であった。高知に至っては0人だったということでございまして、あまり効果的だったとは言えません。選管等に確認しましたところ、実際、現在の状況において既に登録された方々で間に合っているということで、来年以降はこの偏在是正というような考え方はやめさせていただきまして、1ページおめくりいただいて2ページの下に書いてございますが、第2期委員会の取りまとめにおいても、できる限り多くの登録政治資金監査人にフォローアップ研修の参加の機会を得られるように配慮すべきと指摘されておりますことから、登録政治資金監査人が100名以上で、従来、フォローアップ研修の未受講率の割合が全国平均よりも高いといった理由から千葉市において、17カ所目、千葉市において実施したいと考えている次第でございます。

す。

それから、もう一度資料3の方にお戻りいただきまして、資料3の裏側、4番の研修日程の追加でございます。17カ所のほかにも研修につきましては柔軟に対応してまいりたいと考えております。登録時研修については5名以上の方から希望があった場合、フォローアップ研修につきましても同じような考え方で、希望があった場合には業務に支障のない範囲で対応することといたしたいと考えております。基本的には委員会において事前にお諮りすることといたしておりますが、こちらにつきましても万が一、委員会に諮る期間的な余裕がない場合につきまして、研修実施後、直近の委員会で報告するという取扱いにさせていただきたいと考えている次第でございます。

以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして御質問や御意見がございましたら、御発言ください。よろしいですか。それでは、本件につきましては御了承いただいたということで、次に第4の議題といたしまして、平成26年分政治資金収支報告の概要についての説明を収支公開室をお願いいたします。

【照井収支公開室長】 収支公開室の照井でございます。よろしくをお願いいたします。

去る11月27日に総務大臣届出分に係る26年分政治資金収支報告書を公表いたしましたので、その概要についてお手元の資料4という横長の資料と、さらにその後ろに机上配付資料としてポイントという1枚ペーパーがございますので、この両方に沿って説明させていただきます。

まず、横長の報道資料の表紙1ページでございますけれども、26年分収支報告書の提出団体数は3,106団体でございます。提出義務のある届出団体数に対する提出率は、88.7%となっております。団体区分別の内訳は、そこに記載のとおりでございます。なお、特に記載してございませんが、この3,106団体のうち、国会議員関係政治団体は760団体でございます。全提出団体に対する割合は25%となっているところでございます。

次に1枚おめくりいただきまして2ページをお願いいたします。上段のグラフは収入額の推移でございますけれども、一番右の26年分の収入額は1,072億円で、前年に比べまして61億円、5.4%の減少となっております。収入額はグラフにありますように平成10年をピークに減少傾向が続いておりまして、24年、25年と2年連続で増加しておりましたが、26年は3年ぶりに減少しているという状況でございます。なお、この収入

額につきましては、前年からの繰越額を除く当該年分の収入額を示しております。

次に下段のグラフは支出総額の推移でございますが、一番右の26年分の支出総額は1,072億円で、前年に比べまして87億円、7.5%の減少となっております。支出の方は年によって上下がございますけれども、こちらも3年ぶりに減少しているという状況でございます。

次に3ページをお開きいただきたいと思います。3ページは収入の団体区分別及び項目別の内訳の表でございます。一番下の方に合計欄がございますけれども、主な項目につきましてはポイントペーパーの方にも表で示しておりますので、そちらもあわせて御覧いただきたいと思います。左側に本年收入額の欄がございますが、合計額が1,072億円、先ほどの数字がございます。主な内訳としまして、中ほどに寄附という欄がございます。寄附の計の欄でございますが、142億円で20億円の減少となっております。3年ぶりに減少している状況でございます。さらにその内訳として個人からの寄附が7億円の減少、法人その他の団体からの寄附は1億円の増加、政治団体からの寄附は14億円の減少、こういう状況になっております。

それから、9の右側に事業収入という欄がございます。事業収入についても、合計については9億円の減少になっておりますが、一方、ポイントペーパーの収入の表を御覧いただきたいと思いますが、右の方に、うち政治資金パーティーという欄がございます。政治資金パーティーについては2億円増加しているという状況でございます。なお、寄附収入と政治資金パーティー収入の状況については、また後ほど推移の表が出てまいりますので、後ほどまた御説明したいと思います。

それから、また横長の3ページにお戻りいただきまして、合計欄の下の方にさらに国会議員関係政治団体の内書きの数字がございます。各項目とも全体合計とほぼ同様の減少傾向にございまして、一番左側の26年の収入額は129億円、前年に比べて30億円の減少となっております。

次に4ページをお開きいただきたいと思います。4ページは支出の団体区分別及び項目別の内訳の表でございます。これも下段に合計欄がございますけれども、それとあとポイントペーパーの方の表もあわせて御覧いただきたいと思いますが、支出の合計額は、一番右に合計欄がございますけれども、1,072億円という状況でございます。主な内訳としまして、左側が経常経費の欄でございます。経常経費の計①という欄でございますが、これについては4億円の減少。一方、政治活動費が右側の方でございますが、これの計の②

というところがございますけれども、前年比83億円の減少という状況になっております。

政治活動費の中の内訳でございますけれども、選挙関係費というところは35億円増加しております。これにつきましては26年の衆議院選挙の供託金ですとか、そういったところでの支出の増加と見ております。一方、選挙関係費の2つ右側に宣伝事業費の項目がございますけれども、これについてはマイナス93億円と大きく減少しております。これは24年の衆議院選挙が年末に行われましたので、その宣伝事業が翌年に支出された、25年にほとんどが支出されているということで、25年分が、大分数字が膨らんでおりましたが、一方、26年の衆議院選挙も年末に行われたということで、そちらの支出も翌年繰り越しが多いということで、年の差によって大きな減少になっていると見ているところでございます。

また、この支出の中でも、合計の中に国会議員関係政治団体の分が内書きされております。これも一番右の合計を御覧いただきますと、121億円ということで対前年比29億円の減少となっております。各項目も全体合計と大体同じような傾向を示しているところでございます。

続きまして5ページをお開きいただきたいと思っております。5ページは各政党本部の収入の状況でございます。収入額の多い順に上の方から並べておりまして、一番下に合計欄がございますけれども、収入額の合計は767億円という状況になっておりまして、前年比マイナス24億円という状況になっております。各政党ごとの内訳につきましては、時間の都合上、説明を割愛させていただきたいと思っております。

次の6ページをお開きいただきたいと思っておりますが、同じように各政党本部の支出の状況でございます。これにつきましては合計欄が一番下で右の方でございますけれども、771億円、対前年比43億円の減少という状況になっているところでございます。内容につきましては、割愛させていただきたいと思っております。

最後、7ページを御覧いただきたいと思っておりますけれども、寄附収入と政治資金パーティー収入の推移の表でございます。左が寄附の欄の計欄を御覧いただきますと、平成3年がピークでございます。平成3年のときには958億円の寄附収入がございましたが、一番下の26年を見ていただきますと142億円ということで大体6分の1から7分の1ぐらいの水準になっているという状況でございます。一方、一番右が政治資金パーティー収入の推移でございますが、これは平成16年の143億円がピークでございます。26年は75億円ということでほぼ半減している。このような状況になっております。

大変雑駁な説明で恐縮ですが、時間の都合上、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたらどうぞ、御発言ください。

【田中委員】 せっかくの機会なのでお尋ねします。今の7ページのところなのですが、平成10年から収入の総額が大体4割ぐらい減っています。その大きな理由は、法人からの献金、それから、政治団体、これ以外に、収入が幾つかあります。いろいろありますけれども、平成10年から4割ぐらい減った、その大きな理由と背景はどう見ているのでしょうか。

【森政治資金課長】 収入の方で言いますと、資金管理団体における法人からの寄附というのは完全に絞られるようになったというのは1つ原因としてはあるのかなとは思いますが。7ページで言うと、法人その他の団体の寄附収入のところは11年が14,573で、12年が5,386ということで、そこはグッと絞られている。

【田中委員】 はい。

【伊藤委員長】 これにつきましては、よろしいでしょうか。

次に第5の議題といたしまして、登録政治資金監査人の登録者数及び研修等についての説明を事務局にお願いします。

【水谷参事官】 これもいつもお示ししている資料でございます。合計欄、4,686名となっております。前回の委員会後、48名増加いたしております。弁護士が4名、会計士が13名、税理士が31名ということで、全体の構成比には影響を及ぼしておりません。

裏面の研修関係でございます。基本的には集合研修が終わりまして登録時研修が4,857名、フォローアップ研修の再受講が287名、実務向上研修が1,034名となっている次第でございます。

以上でございます。

【伊藤委員長】 この件については、よろしいでしょうか。本日の議題は以上でございますが、事務局から何かございますでしょうか。

【水谷参事官】 次回、第5回は平成28年2月12日、金曜日の10時半からを予定いたしております。また、その後、第6回は3月25日の金曜日というところで今のところ日程をお願いしているところにしております。

以上でございます。

それから、本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後、総務省8階の会見室におきまして事務局長によるブリーフィングを予定しております。本日の公表資料につきまして、その場で配付する予定でございますので、改めてお断りいたします。

また、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の連絡先に明後日、12月24日、木曜日の夕方ごろに確認の御連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

【伊藤委員長】 時間がかかりましたけれども、以上をもちまして本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。どうも御苦労さまでございました。